

## 役員退職手当支給規則

01—一般—00237  
平成13年11月 1日  
改正02—一般—00105  
平成14年 3月28日  
改正03—一般—00043  
平成15年 2月25日  
改正03—一般—00253  
平成15年 9月26日  
改正04—一般—00031  
平成16年 1月29日  
改正05—一般—00266  
平成17年 9月 1日  
改正06—一般—00134  
平成18年 4月 1日  
改正13—一般—00146  
平成25年 5月13日  
改正15—一般—00436  
平成27年12月 4日

(総則)

第1条 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）の常勤の役員（以下「役員」という。）の退職手当については、この規則の定めるところに従う。

(退職手当の受給者)

第2条 退職手当は、役員が退職し又は解任された場合にはその者に、死亡した場合は退職手当規則（01—一般—00012 平成13年4月1日）第4条を準用し支給するものとする。ただし、役員が独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第23条第2項第2号の規定により解任されたとき（同条同項第1号の規定により解任された場合は除く。）は当該役員に退職手当は支給しない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき退職した日におけるその者の役員報酬規則（01—一般—00015 平成13年4月1日）第3条に規定する本俸月額（以下「月俸」という。）に100分の10.875を乗じて得た額に、経済産業大臣が決定する業績勘案率（以下「業績勘案率」という。）を乗じて得た額

とする。ただし、第6条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの月俸に100分の10.875を乗じて得た額に当該異なる役職ごとの業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(退職手当に係る特例)

第3条の2 役員のうち、理事長の要請に応じ、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第3条ただし書きの適用に係る本俸月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長がそのつど定める。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規定による退職手当は支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の規定に該当する役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における役員の退職の日における本俸月額については、当該役員が第3項の規定に該当する役員となるため退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し理事長がそのつど定める額とする。

(退職手当の返納)

第4条 役員の退職後、その役員が在職中の職務に関し通則法第23条第2項第2号の規定により解任されたであろう事実が判明した場合、又は、国家公務員退職手当法第12条前段の規定に該当する場合、退職手当を支給しない。また、既に

退職手当の支給を受けた役員は、遅滞なく返納しなければならない。

(在職期間の計算)

第5条 役員の在職期間又は役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下本条において「端数」という。)を生じたときは、これを1月とする。

2 第3条ただし書きの場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職期間の月数から当該超える月数に達するまでの順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の取扱い)

第6条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命された場合は、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命された場合も、同様とする。

(支給方法及び支給時期)

第7条 退職手当は、法令等によりその退職手当から控除すべき額を控除した残額を、第3条の規定に基づき業績勘案率を決定した日から特段の事情がない限り遅滞なく支給するものとする。

(端数の処理)

第8条 この規則による各計算において、100円未満の端数を生じたときは、その端数は100円に切り上げるものとする。

(実施に必要な事項)

第9条 退職手当の支給手続その他この規則の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成14年4月1日から適用する。

2 平成14年4月1日(以下「基準日」という。)の前日に在職する役員が、平

成14年4月1日以降引き続いて在職した後に退職した場合、当該役員の退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、基準日の前日における月俸の $36/100$ に平成13年4月1日から平成14年3月31日までの在職期間の月数を乗じて得た額と退職の日における月俸の $28/100$ に平成14年4月1日から退職の日までの在職期間の月数を乗じて得た額の合計額を基礎とし、評価係数を乗じて得た金額とする。

#### 附 則

この規則は、平成15年2月25日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 平成16年1月1日（以下「基準日」という。）の前日に在職する役員のうち、就任日が平成14年3月31日以前の役員が、基準日以降引き続いて在職した後に退職した場合、当該役員の退職手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成14年3月31日における月俸の $36/100$ に平成13年4月1日から平成14年3月31日までの在職期間の月数を乗じて得た額と基準日の前日における月俸の $28/100$ に平成14年4月1日から基準日の前日までの在職期間の月数を乗じて得た額の合計額に改正前規則（03—一般—00253）第3条第2項に定める評価係数を乗じて得た額、及び、退職の日における月俸の $12.5/100$ に基準日から退職の日までの在職期間の月数を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 基準日の前日に在職する役員のうち、就任日が平成14年4月1日以降の役員が、基準日以降引き続いて在職した後に退職した場合、当該役員の退職手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、基準日の前日における月俸の $28/100$ に平成14年4月1日から基準日の前日までの在職期間の月数を乗じて得た額に改正前規則（03—一般—00253）第3条第2項に定める評価係数を乗じて得た額と退職の日における月俸の $12.5/100$ に基準日から退職の日までの在職期間の月数を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成17年9月1日から施行する。ただし、この規則は平成16年1月1日に遡及し適用する。
- 2 平成16年1月1日（以下「基準日」という。）の前日に在職する役員のうち、就任日が平成14年3月31日以前の役員が、基準日以降引き続いて在職した後に退職した場合、当該役員の退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、平成14年3月31日における月俸の $36/100$ に平成13年4月1日から平成14年3月31日までの在職期間の月数を乗じて得た額と基準日の前日における月俸の $28/100$ に平成14年4月1日から基準日の前日までの在職期間の月数を乗じて得た額の合計額に平成15年9月26日付け改正規則（03—一般—00253）第3条第2項に定める評価係数を乗じて得た額、及び、退職の日における月俸の $12.5/100$ に基準日から退職の日までの在職期間の月数を乗じて得た額に別紙の「業績勘案率の評価を行うに当たっての基本的考え方」に基づく業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 基準日の前日に在職する役員のうち、就任日が平成14年4月1日以降の役員が、基準日以降引き続いて在職した後に退職した場合、当該役員の退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、基準日の前日における月俸の $28/100$ に平成14年4月1日から基準日の前日までの在職期間の月数を乗じて得た額に平成15年9月26日付け改正規則（03—一般—00253）第3条第2項に定める評価係数を乗じて得た額と退職の日における月俸の $12.5/100$ に基準日から退職の日までの在職期間の月数を乗じて得た額に別紙の「業績勘案率の評価を行うに当たっての基本的考え方」に基づく業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日（以下「基準日」という。）の前日に在職する役員のうち、基準日以降引き続いて在職した後に退職した場合、当該役員の退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
  - 一 平成14年3月31日における月俸の $36/100$ に平成13年4月1日から平成14年3月31日までの在職期間の月数を乗じて得た額に平成15年9月26日付け改正規則（03—一般—00253）第3条第2項に定める評価係数を乗じて得た額
  - 二 平成15年12月31日における月俸の $28/100$ に平成14年4月1日から平成15年12月31日までの在職期間の月数を乗じて得た額に前号に定める評価係数を乗じて得た額

三 基準日の前日における月俸の $12.5/100$ に平成16年1月1日から基準日の前日までの在職期間の月数を乗じて得た額に別紙の「業績勘案率の評価を行うに当たっての基本的考え方（以下「考え方」という。）」に基づく業績勘案率を乗じて得た額

四 退職の日における月俸の $12.5/100$ に基準日から退職の日までの在職期間の月数を乗じて得た額に別紙の「考え方」に基づく業績勘案率を乗じて得た額

#### 附 則

- 1 この規則は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定の適用については、「100分の87」とあるのは、平成25年6月1日～同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。